

# 大韓民国の議会制度

政治議会課 奥村 牧人

## 目 次

はじめに

- 1 政治体制
- 2 議会の構成
- 3 会派
- 4 議会の主な権限
- 5 会期制度
- 6 議院運営機関
- 7 本会議
- 8 委員会
- 9 立法過程
- 10 予算案の審議手続
- 11 行政監視

おわりに

別表 韓国国会の交渉団体別議席数の変遷（第 6 共和国以降）

はじめに

韓国では、過去の権威主義的な政治体制下においては大統領に強力な権限が集中し、国会は行政に対して限定的な影響力を有するに止まっていたが、1987年の民主化、第6共和国(1987年～現在)の発足を契機に、国会の地位は以前より強化されることになった。

1987年の第9次憲法改正で、大統領による国会の解散権は廃止され<sup>(1)</sup>、15年ぶりに国会の国政監査権が復活した。また、年間150日以内に制限されていた会期の日数制限規定や大統領が招集要求した臨時会における処理案件の制限規定が削除され、国会の独立性が強化された<sup>(2)</sup>。

その後、2000年には、国会に人事聴聞会制度が導入され、国会の行政統制機能の充実が図られた<sup>(3)</sup>。最近の韓国国会では、議員立法の著しい増加が注目を集めており、国会の立法活動の活性化への期待が高まっている<sup>(4)</sup>。本稿では、韓国国会の基本的な制度を紹介する。

## 1 政治体制

韓国は大統領制を採用している。大統領(任期5年、再任不可)は、国家の元首であり、行政権は大統領を首班とする政府に属する。立法権は国会に属するが、政府も法案提出権を有する。

大統領を補佐し、行政権を担う主体として、国務総理と国務委員(首相と閣僚に相当する)が置かれている。国務総理は、国会の同意を得て大統領が任命する(憲法第86条第1項)。国務委員は、国務総理の提議により、大統領が任命すると憲法で定められているが、国務総理が有する国務委員の任命提議権は形式的なものにとどまり、事実上、大統領が国務委員を任命していると言われる。国務委員は国会議員を兼職することができ、閣僚に議員の兼職を禁ずるアメリカの大統領制とは異なる。また、国会は、大統領に対して国務総理及び国務委員の解任を建議することができる(憲法第87条第3項)<sup>(5)</sup>。以上のような憲法上の規定を見ると、韓国の大統領制は、広い意味での「半大統領制」<sup>(6)</sup>に分類できるとの指摘もあるが、実際は国務総理が政治的影響力を発揮することはほとんどないことから、事実上「大統領中心制」の執政形態であると言われる<sup>(7)</sup>。

(1) 第5共和国憲法(第8次全部改正1980年10月27日、憲法第9号)第57条第1項は「大統領は、国会の安定又は国民全体の利益のために必要と判断する相当の理由がある時は国会議長の諮問及び国務会議の審議を経た後、その事由を明示して国会を解散することができる。ただし、国会が構成された後、1年以内には解散することができない。」と規定していた。

(2) 金哲洙『韓国憲法の50年』敬文堂、1998、pp.153-158。第5共和国憲法は「国会は、定期会・臨時会を合わせて年150日を超過して開会することができない。」(憲法第83条第3項)と年間会期日数を制限する規定を置いていた。また、同条第5項は「大統領の要求により集会した臨時会では、政府が提出した議案に限り処理し、国会は大統領が集会要求時に定めた期間に限り開会する。」と国会が処理する議案を制限していた。

(3) 人事聴聞会とは、憲法や国会法に基づく任命職等の公職候補者の資質や能力を審査し、聴聞するために、当事者から陳述又は説明を聴取する制度である。人事聴聞会の対象には、①憲法に基づき、その任命に国会の同意を要する、大法院長(最高裁判所長)、憲法裁判所長、国務総理、監査院長、大法官(最高裁判事)、②国会から選出される憲法裁判所裁判官及び中央選挙管理委員会委員のほか、国家情報院長、国税庁長、警察庁長官及び検察総長等も含まれる。詳細については、白井京「【短信：韓国】人事聴聞会法」『外国の立法』No.217、2003.8、pp.155-158。を参照。

(4) 詳細については、後述の「9 立法過程」(1)③を参照。

(5) 国務総理及び国務委員の解任建議は、我が国の不信任決議とは異なり法的拘束力を持たない。

(6) 半大統領制(semi-presidentialism)とは、国民の選出した大統領と議会の多数派が選出した首相が並存する二頭政的な政治体制を指す。眞柄秀子・井戸正伸『比較政治学 改訂版』(放送大学教材)放送大学教育振興会、2004、p.38。

## 2 議会の構成

議会は、一院のみで構成され、国会と称する<sup>(8)</sup>。

### ① 定数・任期

定数は299人、任期は4年（憲法第42条）で解散はない。

### ② 選挙制度

小選挙区制と比例代表制の並立制である。小選挙区で245人、比例区（全国単位）で54人が選出される<sup>(9)</sup>。選挙権年齢は19歳以上、被選挙権年齢は25歳以上である。

## 3 会派

我が国の会派に相当するものとして交渉団体がある。交渉団体とは、国会で政党の代弁機能を果たし、国会運営に関連する政党の意思表示や意思形成に重要な役割を担う院内団体のことである。国会法第33条第1項は、「国会に

20人以上の所属議員を有する政党は、1つの交渉団体となる。ただし、他の交渉団体に属さない20人以上の議員で別に交渉団体を構成することができる。」と定めている。

本会議及び委員会における発言時間、発言者数、常任委員会及び特別委員会の委員の選任等は、各交渉団体の所属議員数の比率を基準にして決められる。

交渉団体の代表は、通常、政党の院内代表（院内総務）が務め、各交渉団体の代表は、国会運営委員会と情報委員会の委員になるものと国会法で定められている（国会法第39条第2項、第48条第3項）。下記表1は、2002年以降の交渉団体別議席数である。詳しい交渉団体別議席数の変遷については、本稿末尾の別表を参照。

## 4 議会の主な権限

### ① 憲法改正の発議・議決権（憲法第128条第1

表1 交渉団体別議席数\*の推移（2002-2008）

交渉団体	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
ハンナラ党	150人	149人	121人	127人	127人	128人	172人
新千年民主党	102人	60人	-	-	-	-	-
開かれたウリ党	-	47人	151人	144人	139人	-	-
大統合民主新党	-	-	-	-	-	141人	-
民主党**	-	-	-	-	-	-	83人
先進と創造の会	-	-	-	-	-	-	20人
非交渉団体	19人	16人	27人	28人	31人	30人	24人
欠員	2人	1人	-	-	2人	-	-
計***	273人	273人	299人	299人	299人	299人	299人

\* 議席数は各年の定期会（毎年9～12月）閉会時における数である。

\*\* 表の民主党は、2008年7月6日に統合民主党から党名を改称した民主党を指す。政党の変遷については、本稿末尾の「参考図 韓国政党の変遷（第6共和国以降）」を参照。

\*\*\* 国会議員の定数は、公職選挙法第21条で299人と定められている。2000年5月～2004年5月の間は、議員定数は273人であった。

（出典）『제 234 회국회 (정기회) 경과보고서』; 『제 243 회국회 (정기회) 경과보고서』; 『제 250 회국회 (정기회) 경과보고서』; 『제 256 회국회 (정기회) 경과보고서』; 『제 262 회국회 (정기회) 경과보고서』; 『제 269 회국회 (정기회) 경과보고서』; 『제 278 회국회 (정기회) 경과보고서』 の교섭단체 현황 (交渉団体現況) を基に筆者作成。

(7) 大西裕「『強い大統領』という韓国政治の幻影—国務総理任命過程の研究—」『法学雑誌』54(2), 2007.11, pp.962-966.

(8) 韓国国会は、議院内閣制（二院制）を導入した第2共和国（1960～1961年）の一時期を除き、一院制を採用してきた。

(9) 比例区は、全国単位の拘束名簿式比例代表制である。阻止条項が設けられており、政党名簿への投票が有効投票総数の100分の3未満であり、かつ小選挙区での当選者が5議席に満たない政党は、比例代表の国会議員の議席配分を受けることができない（公職選挙法第189条第1項）。

項)

国会議員は、憲法改正の発議及び議決権を有する<sup>(10)</sup>。憲法改正の発議は、在籍議員<sup>(11)</sup>の過半数以上の賛成を必要とする。憲法改正の発議を受けて、大統領は、その内容を国民に知らせるために、憲法改正案を20日間以上公示する。その後、憲法改正案は、公示された日から60日以内に議決され、在籍議員の3分の2以上の賛成で可決となる<sup>(12)</sup>。表決は、記名投票によらなければならない。なお、公示された憲法改正案に対して、修正の議決をすることはできない。

#### ② 法律の制定・改定権（憲法第40、52条）

国会議員は、発議者を含め、10人以上の賛同を得て、法案を提出することができる。予算上の措置を伴う法案の場合、予算の見積書とともに提出しなければならない。国会の委員会も、その所管する事項に関する法案を提出することができる。

#### ③ 条約の締結・批准同意権（憲法第60条）

国会は、安全保障条約、講和条約、重要な国際機関に関する条約、友好通商航海条約、国家若しくは国民に重大な財政的負担を負わせる条約又は立法事項に関する条約の締結及び批准に対する同意権を有する。

#### ④ 予算案の審議・議決権（憲法第54条）

予算案を編成する権限は政府に属する。国家のすべての財政収入及び支出を総括的に管理するため、国会や裁判所等の独立機関の予算も

政府予算の一部として編成される。

政府から提出された予算案は、議長によって所管の常任委員会に付託され、予備審査を受ける。予備審査を経た予算案は、予備審査報告書を添付して予算決算特別委員会に送付され、総合審査を受ける。その後、予算案の審議は、予算決算特別委員会から本会議に移る。予算案は、本会議で在籍議員の過半数の出席及び出席議員の過半数の賛成によって可決される。予算案の審議手続については、後述の「10 予算案の審議手続」を参照。

#### ⑤ 決算審査権（国会法第84条第2項）

国会は、決算審査を通して、政府の予算執行を監視する。政府から決算報告書が提出されると、決算は、所管の常任委員会の予備審査、予算決算特別委員会での総合審査を経て、本会議に上程される。国会法第84条第2項は「決算の審査の結果、違法又は不当な事項があるときに、国会は、本会議の議決後、政府又は該当機関に弁償及び懲戒措置等、その是正を要求し、政府又は該当機関は、是正要求を受けた事項を遅滞なく処理し、その結果を国会に報告しなければならない。」としている。

#### ⑥ 国政監査・調査権（憲法第61条）

国会は、国政監査・調査権の行使を通して、国政の実態を正確に把握することにより、国政の誤りを摘発・是正し、立法・予算審議・行政監視機能の効率的な遂行を図る。

国会は、在籍議員の4分の1以上の要求に

(10) 憲法第128条第1項は「憲法の改正は、国会の在籍議員の過半数又は大統領の発議により提案される。」と定める。

(11) 「在籍議員数」とは、法定の議員定数（299人）から辞職、死亡、資格喪失、除名等により欠員した数を除外した実際の議員数を意味する。「在籍議員」は、我が国の憲法及び国会法でいう「総議員」とは必ずしも意味が一致しないため、本稿では韓国国会法上の「在籍議員」という用語をそのまま使用する。

(12) なお、憲法は、憲法改正案の国民投票について以下のように定めている。

憲法第130条第2項

「憲法改正案は、国会が議決した後、30日以内に国民投票に付し、国会議員選挙権者の過半数の投票及び投票者の過半数の賛成を得なければならない。」

同条第3項

「憲法改正案が、第2項の賛成を得たときは、憲法改正は確定し、大統領は、直ちにこれを公布しなければならない。」

より、常任委員会又は特別委員会に、特定事案に関する調査を行わせることができる。国政調査が実際に行われるためには、調査の目的、期間、所要経費などを記載した調査計画書に対する本会議の承認を必要とする（国政監査及び調査に関する法律第3条第4項）。国政調査・監査の詳細については、後述の「11 行政監視」を参照。

#### ⑦ 弾劾訴追権（憲法第65条）

国会は、大統領、國務総理、國務委員、行政各部の長、憲法裁判所裁判官、中央選挙管理委員会委員等がその職務執行において憲法又は法律に違背したときは、弾劾の訴追を議決することができる。弾劾訴追は、国会の在籍議員の3分の1以上の発議がなければならず、その議決は、在籍議員の過半数の賛成を必要とする。ただし、大統領に対する弾劾訴追は、在籍議員の過半数の発議と在籍議員の3分の2以上の賛成がなければならない。弾劾訴追の議決を受けた者は、憲法裁判所による弾劾審判が終わるときまで、その権限の行使が停止される。

大統領に対する弾劾訴追については、2004年3月12日に盧武鉉大統領に対する弾劾訴追案が憲政史上初めて可決された<sup>(13)</sup>。

## 5 会期制度

### ① 定期会

定期会とは、国会が毎年定期的に集会する会議をいう。国会法第4条は「定期会は毎年9月1日に集会する。しかし、その日が公休日のときは、その次の日に集会する。」と定めている。定期会の会期は、100日以内とされる。集会公告は、議長が行い、集会日の3日前に全議員に集会日時と場所を公告する。

### ② 閉会

会期の最終日の次の日から、次の会期の開始前日までを、「閉会中」又は「閉会期間」と呼ぶ。閉会式は特に執り行われぬ例となっている。

### ③ 臨時会

大統領又は在籍議員の4分の1以上の要求があったとき、又は在籍議員の4分の1以上の国政調査の要求があったときに招集される。会期は30日以内である。

### ④ 休会

国会は、議決によって期間を定めて休会することができる。ただし、国会法第8条第2項は「国会は、休会中であっても大統領の要求があるとき、議長が緊急の必要性があると認めるとき、又は在籍議員の4分の1以上の要求があるときは、会議を再開する。」と定めている。

### ⑤ 会期の延長

国会法第7条第1項は「国会の会期は、議決によりこれを定め、議決により延長することができる。」と定めている。延長の回数については特に制限がなく、定期会の場合100日、臨時会の場合30日を超えない範囲で何回でも延長することができる<sup>(14)</sup>。

### ⑥ 会期と議案の関係

韓国では、議員の任期にあたる4年をもって一議会期としている。議会期は、議員の任期単位で「第〇代国会」と呼ばれ、会期は、議会期の中での国会の活動単位で「第〇回国会（定期会）」又は「第〇回国会（臨時会）」と表記される。したがって、国会に提出された議案は、会期中に議決されなくても廃案とはならない（「会期継続の原則」）。現在の第18代国会議員の任期は、2008年5月30日から2012年5月29

(13) 「大統領（盧武鉉）弾劾訴追案」は、2004年3月9日に、野党・ハンナラ党と新千年民主党の159人の議員により発議され、同年3月12日に賛成193、反対2（投票総数195）で可決された。発議の理由として、大統領が特定政党に有利な言動を繰り返し、公職選挙および選挙不正防止法に違反したことや大統領と大統領側近による不正腐敗等が挙げられた。だが、同年5月14日、憲法裁判所は大統領の弾劾訴追を棄却する審判結果を宣告した。

(14) 國會事務處『國會法先例集2008』pp.48-49.

日までとされている。

## 6 議院運営機関

### ① 議長

議長は、国会の議事整理、秩序維持、事務監督等の権限を有し、国会を代表する存在である。議長は、無記名投票で在籍議員の過半数によって選出される。国会法第20条の2第1項は「議員が議長に当選したときは、当選した翌日からその職にある間は党籍を有することができない。」とし、議長の党籍離脱について定めている。議長の任期は2年である。議長の再任について特に制限はない。

### ② 副議長

副議長は、議長に事故のあるとき、議長の職務を代理する。副議長は、2人選出され、議長と同様に、無記名投票で在籍議員の過半数によって選ばれる。2人の副議長は、与党と野党から1人ずつ選ばれるのが慣例となっている。

### ③ 国会運営委員会

国会運営委員会は、各交渉団体代表議員と国会運営に造詣が深い議員を中心に構成され

る。国会法は、各交渉団体代表議員は国会運営委員会の委員になると定めており、各交渉団体の院内代表団の所属議員（院内副代表等）も委員に割り当てられることが慣例となっている<sup>(15)</sup>。

議長の権限のうち、一定の事項については国会運営委員会との協議又は同意を要するとされる。国会運営委員会との協議を要する事項及び国会運営委員会の同意を要する事項は表2のとおりである。なお、国会運営委員会との協議において、協議が成立しない場合、議長が最終決定権をもつとの規定が置かれている<sup>(16)</sup>。

## 7 本会議

本会議は、国会議員の全員を構成員とし、国会の議事を最終的に決定する会議である。本会議の開始時間は午後2時（土曜日は午前10時）とされているが、議長は、各交渉団体の代表委員と協議して、その開始時間を変更することができる。

委員会中心主義で運営している韓国国会の場合、慣例上、ほとんどの議案は委員会での審査を経て、本会議に上程されるか否かが決定さ

表2 国会運営委員会との協議又は同意を要する事項

協議を要する事項	同意を要する事項
○会期全体の議事日程の作成 ○どの常任委員会にも属さない事項の所管常任委員会の決定 ○所管が不明確な案件の所管常任委員会の決定 ○発議又は提出された議案と直接的な利害関係を持つ議員が所管常任委員会の在籍議員の過半数に該当する場合、他の委員会に付託する決定 ○緊急懸案質問*の実施可否と議事日程の決定	○国会図書館長、国会予算政策処長、国会立法調査処長の任命 ○国会予備金の支出 ○国会警護のための国家警察公務員の派遣要求

\* 「緊急懸案質問」とは、会期中、懸案になっている重要な事項を対象に政府に対して質問を行い、その答弁を求める制度である。詳しくは、後述の「7 本会議」の(2)③を参照。

(出典) 國會事務處『國會法解説 2008』pp.64-65. を基に筆者作成。

(15) 議長と国会運営委員会との協議の性格については、議長と交渉団体代表議員との協議と同様の性格を有すると言うことができるが、国会運営委員会が会議体であるという点を勘案して、国会運営委員会との協議が成立しないときは、議長が最終決定権をもつとの明文規定が置かれている。國會事務處『國會法解説 2008』pp.64-65.

(16) 国会法第76条第3項は「第2項の規定による議事日程の中で会期全体の議事日程の作成においては国会運営委員会と協議し、協議が成立しないときは、議長がこれを決定する。」と規定している。また、同法第81条第2項は「議長は案件がどの常任委員会の所管に属しているか明確でないときは、国会運営委員会と協議して常任委員会に付託し、協議が成立しないときは、議長が所管常任委員会を決定する。」としている。

れる。しかし、委員会が本会議に上程する必要がないと決定した場合であっても、「委員会の決定が本会議に報告された日から閉会又は休会中の期間を除いた7日以内に議員30人以上の要求があるときは、その議案を本会議に上程しなければならない。」とされる（国会法第87条第1項）。

#### (1) 定足数

議事定足数について、国会法第73条第1項は「本会議は、在籍議員の5分の1以上の出席で開会する。」と定めている。議事定足数については、同法第109条で「議事は憲法又はこの法に特別な規定がない限り、在籍議員の過半数の出席及び出席議員の過半数の賛成で議決する。」としている。

#### (2) 発言制度

##### ① 交渉団体代表演説

交渉団体を有する政党を代表する議員や交渉団体の代表議員が所属政党又は交渉団体を代表して行う演説で、40分まで発言することができる。

##### ② 対政府質問

対政府質問とは、国政全般又は特定の分野を対象に政府に対して質問を行い、その答弁を求める制度である<sup>(17)</sup>。国会法第122条の2第1項は「本会議は、会期中期間を定めて国政全般又は国政の特定分野を対象として政府に対して質問をすることができる。」と定め、質問の方式と時間について、同条第2項は「対政府質問は、一問一答の方式で行い、議員の質問時間は、20分を超過することができない。この場合、質問時間には、答弁時間が含まれない。」と定めている。

##### ③ 緊急懸案質問

会期中、懸案になっている重要な事項を対象に政府に対して質問を行い、その答弁を求める制度である。国会法第122条の3第1項は、「議員は、20人以上の賛成で、会期中懸案となっている重要な事項を対象として政府に対して質問をすることができる。」としている。総質問時間は120分とされ、議員1人あたりの質問時間は10分以内（補充質問<sup>(18)</sup>は5分以内）である。

##### ④ 5分自由発言

国会で審議中の議案や請願、その他の重要な関心事案に対して、国会議員が自分の意見を5分間以内で自由に発言するものである。5分自由発言は、議員の発言機会の拡大や充実した国会運営を目的として、アメリカやカナダ議会の「1分自由発言制度」を参考に、第14代国会の国会法改正（第18次一部改正1994年6月28日）で導入された。5分自由発言について、国会法第105条第1項は「議長は、本会議が開会される場合、その開会時から1時間を超えない範囲内で、議員に国会が審議中の議案及び請願その他重要な関心事に対する意見を発表することができるようにするために5分以内の発言を許可することができる。」と定める。

##### ⑤ 議事進行発言

会議の進行過程で会議の進行方法等に対して異議を提起し、自分の意見を開陳するために行う発言であり、発言時間は5分以内である。

##### ⑥ 身上発言

議員の一身上に関する問題が生じた場合に本人が行う発言である。主に他の議員の発言の中で自分の名前が取り上げられるなどの事由で本人が自分の立場や意見を明らかにする必要がある場合などに行われる。

##### ⑦ 反論発言

(17) 政府に対する質問には、口頭の質問のほか書面質問がある。議員が政府に書面で質問しようとするときは、質問書を議長に提出する。政府は、質問書を受けた日から10日以内に書面で答弁しなければならない（国会法第122条）。

(18) 「補充質問」とは、議員の質問に対する国務総理、国務委員等の回答が不十分な場合等に議員が補足的に行う質問のことである。

他の議員が既に行った発言に対して関連のある議員が自分の立場や意見を明らかにし、反論を提起する発言である。発言時間は3分以内とされる。

### (3) 表決

憲法又は国会法に特別の規定がない場合、在籍議員の過半数の出席及び出席議員の過半数の賛成で議決する（国会法第109条）。ただし、国会議員の除名、大統領に対する弾劾訴追等の特別な議決に関しては、3分の2以上の賛成を必要とする。

表決の方法について、国会法第112条第1項は、「表決するときは、電子投票による記録表決で可否を決定する。」としているが、「重要な案件として議長の提議又は議員の動議で本会議の議決があり、又は在籍議員の5分の1以上の要求があるときは、記名・呼名又は無記名投票で表決する」（同条第2項）としている。

#### ① 電子投票

電子投票とは、各議席に設置された電子投票装置を通して、議員が賛成、反対、棄権の意思を表示し、その表決結果が電子投票掲示板に表示される表決方法のことである。電子投票は、2000年2月の国会法改正（第23次国会法一部改正2000年2月16日）により、それまで一般案件の表決時に実施されてきた起立表決又は異議有無表決に代わり、一般的に行われる表決方法として明文化された。投票機器の故障等、特別な事情がある時には、起立表決が行われる。

なお、2005年9月の定期会からは、本会議場のデジタル化に伴い、各議席にタッチスクリーン方式のモニターが設置された。議員は、各種の機能を備えたモニターを通して、審議資料、会議録、国会公報等、会議の関連資料を閲覧することができ、これにより議会のペーパーレス化が実現した<sup>(19)</sup>。

#### ② 異議有無表決

議長が、議案に対する異議の有無を聞き、異議がないと認められたとき、その議案は可決されたと宣言する表決方法である。

#### ③ 起立表決

まず、議案に対して賛成する議員を起立させ、その数を集計した後、反対する議員を起立させ、その数を集計して表決する。

#### ④ 記名投票

議員は、投票用紙に、議案に対する可・否等の意思表示と投票議員の姓名を記入する表決手段である。

#### ⑤ 無記名投票

議員が、投票用紙に、議案に対する可・否等の意思表示だけ記入し、姓名は記入しない。国会で行われる各種選挙、大統領から還付された法律案、人事に関する案件、国務総理又は国務委員解任建議案、国務総理に対する弾劾訴追案に対して実施される。

#### ⑥ 呼名（点呼）投票

個別議員の姓名が点呼され、名前を呼ばれた議員が、起立して賛成又は反対の意思を口頭で表示する。

### (4) 会議原則

#### ① 会議の公開

憲法第50条第1項は「国会の会議は、公開とする。ただし、出席議員の過半数の賛成があるとき、又は議長が国家の安全保障のために必要であると認めるときは、公開しないことができる。」と議事公開の原則を明記している。議事の公開とは、傍聴の自由、会議録の公表、報道の自由等を具体的な内容とする。しかし、1) 議長の提議又は議員10人以上の連署による書面の動議が本会議で議決されたとき、2) 議長が各交渉団体代表議員と協議し、国家の安全保障のために必要と認めたとき、3) 議員の倫理

(19) 詳細については、岡村隆司「韓国国会の『デジタル本会議場』」『議会政治研究』No.86, 2008.6, p.52. を参照。



審査及び懲戒に関する会議は非公開とされる。

## ② 一事不再議

国会法第92条は「否決された案件は、同じ会期中に再び発議又は提出することができない。」と一事不再議の原則を定めている。同一案件とは、案件の種類や案件名が同じという意味ではなく、内容が同じということの意味する。

## 8 委員会

韓国国会において、常任委員会、制憲国会（初代国会：1948～1950年）から設置されていたが、委員会の役割の変化は、第6代国会（1963～1967年）以降に顕著となった。すなわち、行政権の拡大と専門化を背景として、国会の専門化と能率性の向上のために、本会議中心主義の機能を果たしていた「本会議3読会制度」<sup>(20)</sup>が廃止され、韓国国会は常任委員会中心主義へと転換した。

### (1) 常任委員会

国会には、主題ごとに16の常任委員会が設置されている。委員の任期は2年である（国会法第40条第1項）。委員の構成について、国会法第48条第1項は「常任委員は、交渉団体所属議員数の比率に基づき、各交渉団体代表議員の要請により、議長が選任及び改選する。」と規定し、同条第2項は「いずれの交渉団体にも属さない議員の常任委員の選任は、議長がこれを行う。」としている。ただし、常任委員会の中で、情報委員会については、交渉団体に属さない議員はその委員となることができない。

また、常任委員会（情報委員会を除く）は、その所管事項を分担・審査するために常設小委員会を置くことができる（国会法第57条）。各委員会の所管事項と定数は、表3のとおりである。

常任委員会には委員長が1人置かれる。委員長は、常任委員の中から、本会議における無記名投票によって、在籍議員過半数の出席及び出席議員の多数得票で選出される。任期は委員と同じく2年である。委員会には、委員長の他に幹事という職位があり、「委員会に各交渉団体別に幹事1人を置く。」（国会法第50条第1項）と定められている。幹事については、「委員長に事故があるときには、委員長が指定する幹事が委員長の職務を代理する。」（国会法第50条第3項）とされる。

なお、各委員会には、立法活動を支援するための専門家として首席専門委員、専門委員が置かれる。首席専門委員は、特別職の国家公務員であり、次官補と同額の報酬を受ける。首席専門委員以外の専門委員は2級<sup>(21)</sup>の一般職国家公務員として任ぜられる（国会事務処法第8条第2、3項）。そのほかにも一般職国家公務員である立法審議官（2級又は3級）と立法調査官（3級乃至5級）、そして、若干名の職員が配属される<sup>(22)</sup>。

### (2) 特別委員会

特別委員会は、常設と非常設とに大別することができる。常設の特別委員会は、予算決算特別委員会と倫理特別委員会であり、国会法に

<sup>(20)</sup> 第5代国会まで法律案と予算案に対する本会議の審議は、次のような3読会の手順を経ていた。

①第1読会では、委員長が審査報告、議案朗読、質疑・答弁と一般討論をした後、第2読会に付議するか否かの議決を行う。②第2読会では、議案を逐条朗読して審議する。③第3読会では、議案全体の当否について議決する。國會事務處『國會法解説 2008』p.149。

<sup>(21)</sup> 韓国の国家公務員は、5級（係長・補佐級）以上が管理職、6級（主査）以下が一般職員とされる。

<sup>(22)</sup> 国会法第42条第1項は、「委員会に、委員長及び委員の立法活動等を支援するために議員でない専門知識を有する委員及び必要な公務員を置く。」と規定している。専門委員は、事務総長の提議により議長が任命し、委員会において議案及び請願等の審査、国政監査・調査その他所管事項と関連して、検討報告及び関連資料の蒐集・調査・研究を行う。なお、立法審議官については必要な場合に限り置くことができるとされている（国会事務処法第8条第1項）。

表3 常任委員会の所管事項と定数

	常任委員会	所管事項	定数
1	国会運営委員会	国会運営、国会法・国会規則、国会事務処、国会図書館、国会予算政策処、大統領秘書室等に関する事項	24
2	法制司法委員会	法務部、法制処、監査院、憲法裁判所事務、裁判所・軍事裁判所の司法行政等に関する事項	16
3	政務委員会	國務總理室、国家報勲処、特任長官室、公正取引委員会等に関する事項	24
4	企画財政委員会	企画財政部、国税庁、関税庁、統計庁、韓国銀行等に関する事項	26
5	外交通商統一委員会	外交通商部、統一部、民主平和統一諮問会議事務処等に関する事項	29
6	国防委員会	国防部、兵務庁、防衛事業庁に関する事項など	18
7	行政安全委員会	中央選挙管理委員会、行政安全部、警察庁、消防防災庁等に関する事項	24
8	教育科学技術委員会	教育科学技術部に関する事項など	21
9	文化体育観光放送通信委員会	文化体育観光部、放送通信委員会、文化財庁等に関する事項	28
10	農林水産食品委員会	農林水産食品部、農村振興庁、山林庁等に関する事項	19
11	知識経済委員会	知識經濟部、中小企業庁、特許庁等に関する事項	25
12	保健福祉家族委員会	保健福祉家族部、食品医薬品安全庁等に関する事項	24
13	環境労働委員会	環境部、労働部、気象庁等に関する事項	15
14	国土海洋委員会	国土海洋部、海洋警察庁、行政中心複合都市建設庁等に関する事項	29
15	情報委員会	国家情報院*等に関する事項	12
16	女性委員会	女性部、韓国両性平等教育振興院等に関する事項	16

\* 国家情報院は、国の最高情報機関であり、国家安全企画部をその前身とする。

(出典) 「국회상임위원회 위원정수에 관한 규칙 (国会常任委員会の委員定数に関する規則)」2008.8.26; 各委員会ホームページ等を基に筆者作成。

それらの構成及び所管等が定められている。非常設の特別委員会には、①複数の常任委員会の所管に関わる等、特に必要と認められた案件を効率的に審査するために本会議の議決を経て設置される特別委員会（一般特別委員会）、②大統領が提出した任命同意案（後述の「9 立法過程」(1) ④を参照）と議長が各交渉団体代表議員と協議して提案する選出案（後述の「9 立法過程」(1) ⑧を参照）等を審査するための人事聴聞特別委員会、③「国政監査及び調査に関する法律」に基づいて設置される国政調査特別委員会がある（表4を参照）。国政調査特別委員会は、特定の案件審査のために設置されるものであり、第17代国会（2004～2008年）では「イラク内テロ集団による韓国人殺害事件関連の真相調査ための国政調査特別委員会」や「コメ関税化猶予延長交渉の実態究明のための国政調査特別委員会」が設置されている。

### (3) 定足数

委員会の議事・議決定足数について、国会法第54条は「委員会は、在籍委員5分の1以

上の出席で開会し、在籍委員の過半数の出席及び出席委員の過半数の賛成により議決する。」と定めている。

## 9 立法過程

### (1) 議案の種類

#### ① 予算案

予算案の編成は政府が行い、その提出権は政府に専属する。予算案は、通常、本予算案、修正予算案及び追加補正予算案に区分される。本予算案は、一会計年度のすべての歳入・歳出を網羅し編成される予算案のことである。修正予算案は、政府が予算案を国会に提出した後、やむを得ない事由でその内容の一部を予算案が議決される前に修正するものであり、國務會議<sup>(23)</sup>の審議を経た後、大統領の承認を得て国会に提出される（国家財政法第35条）。追加補正予算案は、予算の成立後に生じた事由により、既に成立した予算に変更を加える必要があるとき、編成する予算案のことである。

#### ② 決算

憲法第99条は「監査院は、歳入及び歳出の

表4 特別委員会

特別委員会	常設 / 非常設	根拠法	所管事項	定員
倫理特別委員会	常設	国会法第46条	議員の資格審査、倫理審査及び懲戒に関する事項	15
予算決算特別委員会	常設	国会法第45条	予算案、決算、基金運営計画案及び基金決算の審査	50
一般特別委員会	非常設	国会法第44条	複数の常任委員会の所管に関わる事項、特に必要と認められた事項	—
人事聴聞特別委員会	非常設	国会法第46条の3 人事聴聞会法	憲法により、その任命に国会の同意を要する大法院長、憲法裁判所長、國務總理、監査院長及び大法官と国会で選出する憲法裁判所裁判官並びに中央選挙管理委員会に関する任命同意等の審査	13
国政調査特別委員会	非常設	国政監・調査法*第3条	国政の特定事項	—

\* 正式名称は、「国政監査及び調査に関する法律」である。

(出典) 國會事務處『國會法解説 2008』pp.184-203. を基に筆者作成。

決算を毎年検査して、大統領及び次年度の国会に対して、その結果を報告しなければならない。」と定める。政府は、監査院の検査を経た国家決算報告書を次年度の5月31日までに国会に提出しなければならないとされる(国家財政法第61条)。国会は、毎年9月1日に集会される定期会の開会までに決算の審議・議決を終え、定期会では予算案の審議に集中する。

### ③ 法案(法律案)

ほとんどの議案は、法案という形式で議会に提出され、大統領の署名を経て、法律となる。法案には政府提出法案と議員立法があるが、第17代国会以降、議員立法が増加している(表5及び図1を参照)<sup>(24)</sup>。議員立法の増加の主な要因としては、市民団体等による議員の立法活動評価の公開に加え、立法支援体制の強化、立法の情報化の進展等が挙げられている<sup>(25)</sup>。だが、議員立法の急増に対しては、肯定的な評価だけでなく、提出濫発に伴う法案の質の低下や立法補佐機関への過重な負担等、その問題点も多く指摘されている<sup>(26)</sup>。

### ④ 同意・承認案

同意案とは、国債の募集、国家や国民に重大な財政的負担を課する条約の締結や批准、宣戦布告、国軍の外国への派遣等に関する議案など、事前に国会の同意を得るために提出される議案のことである。条約の締結や批准等に関する国会の同意権は、政府を牽制し、国会の行政統制を保障するためのものとして大きな意味を持っている。このほか、同意案には、國務總理の任命、議長・副議長・常任委員会委員長の辞任等、人事に関する同意案がある。

承認案は、一般的に既に政府が処理した措置について、事後的な承認を得るために提出される議案であるが、このほかにも国会内で議長や委員会が本会議の承認を得るために提出する議案(国会事務総長の任命承認案、国政調査計画書の承認案件等)も含まれる。承認案は、議案の性質上、可否のみを議決し、これを修正することはできない。

### ⑤ 決議案

決議案は、国会の意思を対外的に表明する

(23) 國務會議は、政府の権限に属する重要な政策を審議する会議であり、大統領、國務總理、國務委員で構成される。

(24) 近年の韓国国会における議員立法件数は、提出件数、可決件数ともに諸外国と比べても非常に多い数字である。参考までに主要国の法案提出件数、成立件数を挙げると、アメリカがそれぞれ11,228件、416件(2007-2008)、同じくイギリスが129件、33件(2006-2007)、ドイツが760件、383件(2002-2005)、フランスが239件、72件(2006-2007)となっている。

(25) 「〈막내린 17대 국회〉 남의 법안 베끼고 한줄 고쳐 개정안」『京郷新聞』2008.5.29.

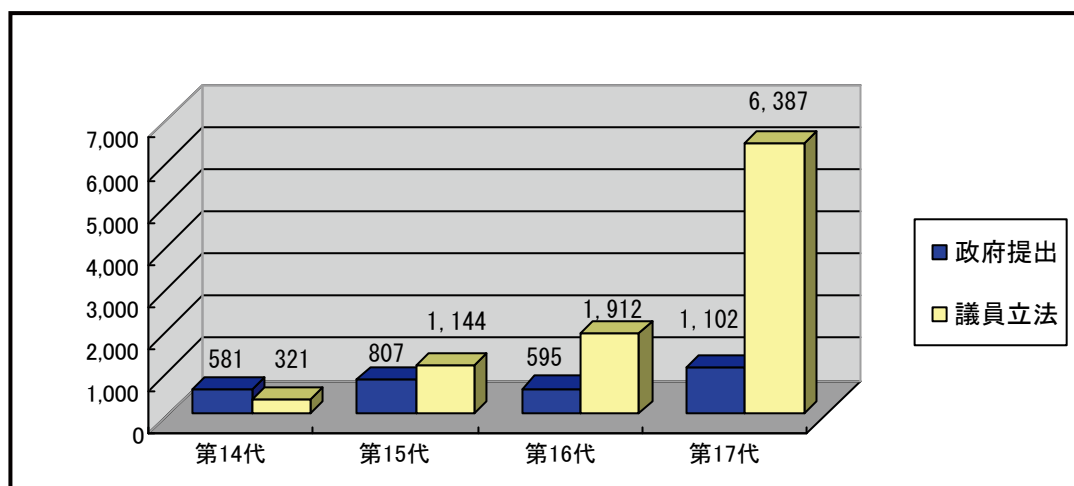
(26) 詳細については、白井京「議員立法の急増と国会改革関連法」『外国の立法』No.229, 2006.8, pp.174-179. を参照。

表5 第14～17代国会における政府提出法案と議員立法の提出件数等

国会	政府提出			議員立法		
	提出件数	可決件数	可決率	提出件数	可決件数	可決率
第14代 (1992-1996)	581	537	92.4%	321	119	37.1%
第15代 (1996-2000)	807	659	81.7%	1,144	461	40.3%
第16代 (2000-2004)	595	431	72.4%	1,912	514	26.9%
第17代 (2004-2008)	1,102	563	51.1%	6,387	1,350	21.1%

(出典) 大韓民国国会 議案情報システム「처리의안통계 (処理議案統計)」を基に筆者作成。

図1 政府提出法案と議員立法の提出件数の推移 (第14～17代国会)



(出典) 大韓民国国会 議案情報システム「처리의안통계 (処理議案統計)」を基に筆者作成。

ものと、国会運営に関する事項（国会議員倫理綱領等）とに大別できる。決議案という名称を必ずしも使用していなくても、国会の決議を表明するために発議されたものは、決議案として分類される。

#### ⑥ 建議案

国会議員が、政府やその他の機関の権限に属する事項に対して、建議するために提出される議案である。建議案が本会議で議決されると、建議内容は、所管する政府又は該当機関に送付される。建議内容は法的拘束力を持たないが、建議案を受理した機関は、その処理結果を国会に伝えることを例とする。

#### ⑦ 規則案

国会の議事と内部規律に関する規則を制定又は改定するために提出される議案である。国

会運営委員会の審査を経て、本会議の議決で定められる。

#### ⑧ 選出案

憲法裁判所の裁判官や選挙管理委員会委員を選出するための議案である。憲法裁判所の裁判官3人と中央選挙管理委員会委員3人は、国会で選出される（憲法第111条第3項、第114条第2項）。

#### ⑨ 重要動議

動議には、1) 会議の開閉に関する動議（会議延長又は延長の動議、休会の動議等）、2) 議事に関する動議（議事日程変更の動議、國務総理・國務委員等の出席要求の動議等）、3) 委員会に関する動議（委員会の付託又は再付託の動議、委員会の中間報告を聞く動議等）、4) 倫理審査と懲戒等に関する動議（倫理審査又は懲戒対象議員の弁

(27) 非公開会議とは、我が国の国会の秘密会に相当する。憲法は、議事公開の原則を明記しているが、「出席議員の過半数の賛成があるとき、又は議長が国家の安全保障のために必要であると認めるときは、公開しないことができる。」（憲法第50条第1項）と非公開会議も認めている。

表6 第17代国会(2004-2008)の処理議案の内訳

区分	接受	処理	処理内容						
			可決			否決	廃案	撤回	
			計	原案	修正				
予算案等	25	25	25	11	14	0	0	0	
決算等	8	8	8	8	0	0	0	0	
法律案	議員立法	6,387	6,387	1,350	823	527	6	4,945	86
	政府提出	1,102	1,102	563	131	432	0	536	3
	総計	7,489	7,489	1,913	954	959	6	5,481	89
同意(承認)案	249	249	237	232	5	1	10	1	
決議案	一般	355	355	220	210	10	0	132	3
	監査請求案	34	34	10	10	0	1	23	0
	総計	389	389	230	220	10	1	155	3
建議案	18	18	6	2	4	2	9	1	
規則案	17	17	10	9	1	0	7	0	
選出案	46	46	45	45	0	0	0	1	
重要動議	71	71	70	70	0	0	1	0	
議員懲戒	37	37	0	0	0	0	32	5	
倫理審査	19	19	2	2	0	0	16	1	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	8,368	8,368	2,546	1,553	993	10	5,711	101	

(出典) 大韓民国国会 議案情報システム「처리안통계(処理議案統計)」

(<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/StatFinishBill.jsp>)

明を聞く動議等)、5) 委員会で発議される動議(小委員会の設置する動議、非公開会議<sup>(27)</sup>要求の動議等)など、多くの種類があるが、議会の運営及び会期等に関連して提出される動議は、特に「重要動議」という議案で分類・処理されている。

表6は、第17代国会における処理議案の内訳である。議案の処理状況を知る上で有益なので、参考までに紹介する。

## (2) 議案の提出

議案は、国会議員だけでなく、政府や委員会も提出することができる<sup>(28)</sup>。憲法第52条は「国会議員及び政府は、法律案を提出することができる。」と明記し、国会法第51条第1項は「委員会はその所管に属する事項に関して、法律案その他議案を提出することができる。」と定めている。議員が発議することができる議案は、法律案、決議案、建議案等であり、予算案・決算、条約批准同意案等は政府だけが提出することができる。

国会議員の議案の発議について、国会法第

79条第1項は「議員は、10人以上の賛成で議案を発議することができる。」と定める。予算上の措置を伴う議案については、同法第79条の2第1項で「議員又は委員会が予算又は基金上の措置を伴う議案を発議又は提案する場合には、その議案の施行に伴うと予想される費用に対する見積書を併せて提出しなければならない。」と定められている。議案の発議要件は表7のとおりである。

## (3) 委員会

### ① 審査手続(図2を参照)

法案が提出されると、議長は、法案を印刷した上、議員に配布し、本会議に報告する。その後、法案は所管の常任委員会に付託される。委員会では、提案者(政府提出法案の場合は所管の國務委員、議員立法の場合には発議した国会議員)から法案の趣旨説明を聞いた後、専門委員が検討報告を行い、法案全体の問題点と是非について一般討論<sup>(29)</sup>が行われる。

討論が終わると、条文ごとに読み上げなが

(28) 憲法や国会法は、議案の提案について「発議」、「提出」、「提案」又は「提議」等の用語を使用しているが、①議員が提案する場合を「発議」、②政府が提案する場合を「提出」、③委員会が提案する場合を「提案」、④議長が提案する場合を「提議」と区別することができる。國會事務處『國會法解説 2008』p.341。

表7 議案の発議とその要件

賛成（連署）	議案	根拠法
議員 2人以上	・一般動議 ・委員会での動議	国会法第 89 条 国会法第 71 条
議員 10人以上	・非公開会議要求の動議 ・法律案その他議案の発議	国会法第 75 条第 1 項 国会法第 79 条第 1 項
議員 20人以上	・議員の倫理審査又は懲戒要求 ・議事日程の変更の動議 ・緊急懸案質問の要求 ・国務委員等の出席要求の発議	国会法第 156 条第 3 項 国会法第 77 条 国会法第 122 条の 3 国会法第 121 条第 1 項
議員 30人以上	・一般議案に対する修正動議 ・議員の資格審査の請求 ・委員会で廃案となった議案の本会議への上程要求	国会法第 95 条第 1 項 国会法第 138 条 国会法第 87 条第 1 項
議員 50人以上	・予算案に対する修正動議	国会法第 95 条第 1 項但し書
在籍議員の 4分の1以上	・臨時会の集会要求 ・休会中の本会議の再開要求 ・議員の釈放要求 ・全院委員会の開会要求 ・国政調査の要求	憲法第 47 条第 1 項 国会法第 8 条第 2 項 国会法第 28 条 国会法第 63 条の 2 第 1 項 国政監・調査法* 第 3 条第 1 項
在籍議員の 3分の1以上	・国務総理又は国務委員に対する解任建議案 ・弾劾訴追の発議	憲法第 63 条第 2 項 憲法第 65 条第 2 項但し書
在籍議員の過半数	・大統領に対する弾劾訴追の発議 ・憲法改正案の発議	憲法第 65 条第 2 項但し書 憲法第 128 条第 1 項

\* 正式名称は、「国政監査及び調査に関する法律」である。

(出典) 國會事務處『國會法解説 2008』pp.343-344. を基に筆者作成。

ら審査する逐条審査、賛否討論を経て、表決に付される。

## ② 専門委員の検討報告

国会法第 58 条第 1 項は「委員会は、案件を審査する場合において、まずその趣旨の説明と専門委員の検討報告を聞き、大体討論（案件全体に対する問題点と当否に関する一般的討論を意味し、提案者との質疑・答弁を含む）と逐条審査及び賛否討論を経て表決する。」とし、すべての議案に対して、必ず専門委員の検討報告を聞くように定めている。これは、専門委員に議案の提出理由、問題点、改善方法、その他必要な事項を調査・検討し、報告させることで、委員会の議案審査をより効率的にするためのものである。委員会提出の議案については、一般的に専門委員が提出過程に関与していることから、専門委員の検討報告は行わないことが慣例となっている。

## ③ 一般討論（大体討論）

一般討論は、案件に対する全般的な問題点と当否について、一般的な意見を述べたり、議

案の提案者に質疑を行ったりするものである。委員会での質疑は、一問一答形式であるのが原則とされているが、委員会の議決があった場合、一括質疑の形式をとることができる。質疑に対する質疑は、原則として許されていない。

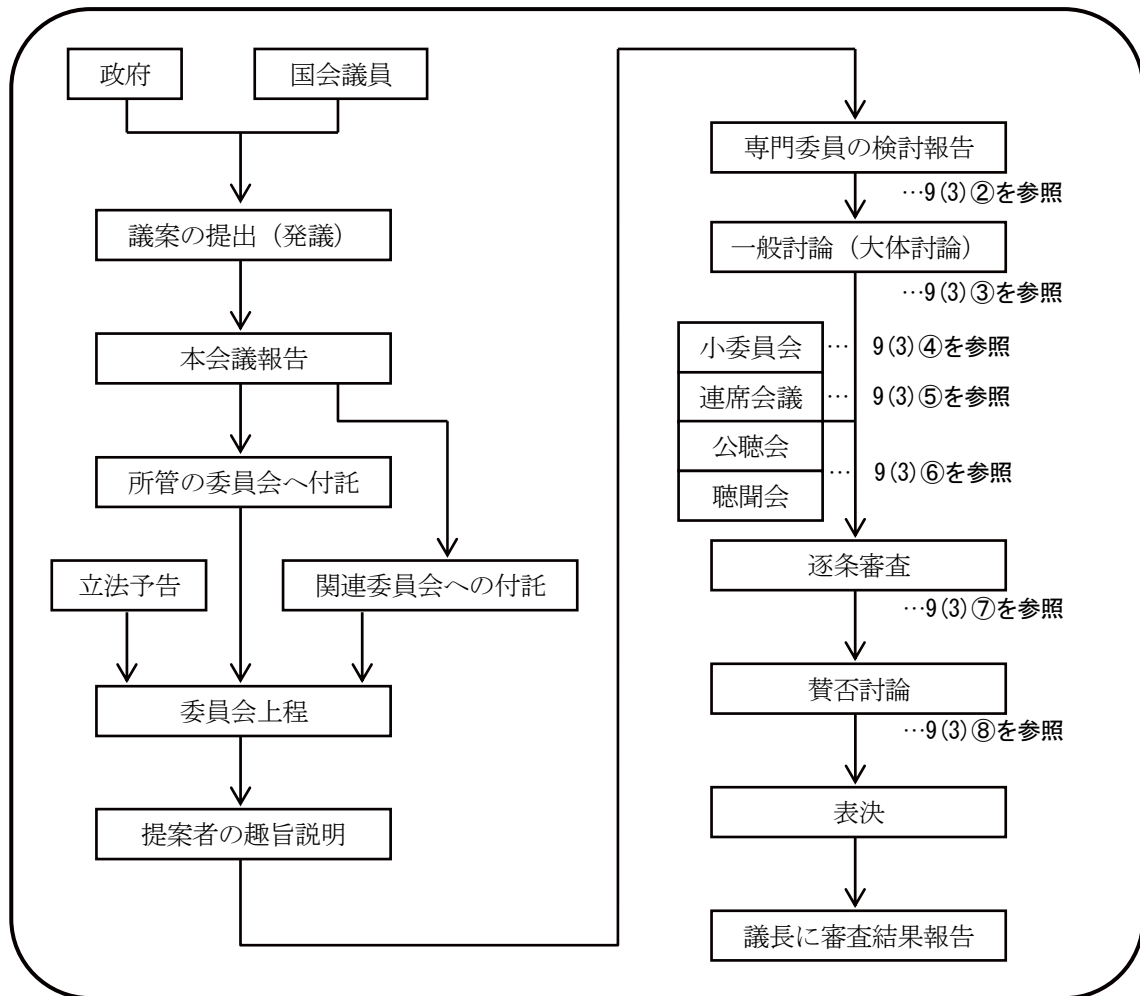
一般討論制度は、第 14 代国会における国会法改正（第 18 次一部改正 1994 年 6 月 28 日）で導入された制度であり、案件について賛成・反対を表明しない点で、賛否討論とは区別される。

## ④ 小委員会（国会法第 57 条）

委員会は、現代社会の複雑かつ専門的な要請に応え、委員会の審査の能率を向上させるため、専門的な知識を有する少数の委員らで構成される小委員会を置くことができる。以前は、情報委員会を除くすべての常任委員会ごとに、3つの小委員会の設置を義務づける規定があったが、現実の委員会運営において種々の制約があり規定どおりに運用することができなかつたため、第 17 代国会の国会法改正（第 29 次一部改正 2005 年 7 月 28 日）で、常任委員会における小委員会の設置を任意とした。

(29) 韓国の国会法では、議案全体に対する問題点と当否に関する一般的討論を「大体討論」としているが、本稿では、国会法を引用する場合を除き一般討論と表記する。

図2 委員会の議案審査の流れ



(出典) 朴奉國『最新國會法 (第3版)』博英社, 2004, p.381.

⑤ 連席会議 (国会法第63条)

連席会議とは、我が国の国会の連合審査会に相当し、議案が2つ以上の委員会の所管に関わるときに、その議案を付託された所管委員会が審査の参考にするため、関連する他の委員会と協議し、意見を交換する会議のことである (国会法第63条第1項)。連席会議は、独立した審査機関として議案を議決する能力を持たず、したがって、表決を行うことはできない。

⑥ 公聴会・聴聞会 (国会法第64条、第65条)

国会法第64条第1項は「委員会 (小委員会を含む。以下、この条で同じ) は、重要な案件又は専門知識を要する案件を審査するために、その議決又は在籍委員の3分の1以上の要求で公聴会を開き、利害関係者又は学識・経験がある者

等 (以下、「陳述人」とする) から意見を聞くことができる。」と定めている。公聴会は、立法過程において国民に意見を陳述する機会を与えることで、国民の立法に対する関心を高め、利害関係者及び学識経験者から専門的な意見を聴取することで、立法における公共の利益を調整し、国民の意見を正確に立法に反映させるという役割を担っている。

聴聞会について、国会法第65条第1項は「委員会は、重要な案件 (国政監査及び調査を含む) の審査に必要な場合、証人・鑑定人・参考人から証言・陳述の聴取と証拠の採択のために、その議決で聴聞会を開くことができる。」と定める。

なお、委員会は、新規制定法律案及び全部

改正法律案に対しては、公聴会又は聴聞会を開催しなければならないが、委員会の議決で省略することもできる（国会法第58条第6項）。

#### ⑦ 逐条審査

逐条審査では、議案を一条ずつ朗読しながら審査する。委員会は、新規制定法律案及び全部改正法律案に対しては、逐条審査が義務づけられている（国会法第58条第5項）。

#### ⑧ 賛否討論

議案に対して、賛否を表明する点で一般討論とは異なる。賛否討論では、賛成又は反対を単に開陳するに止まらず、どのような理由で賛成又は反対なのかを表明したり、修正意見を明確に述べたりすることが求められる。

### (4) 本会議

#### ① 審議手続（図3を参照）

本会議は、議事日程に従って運営される。議長は、本会議が開かれる日時、上程案件及びその順序を記載した議事日程を国会運営委員会と協議し作成する。その後、委員会審査を経た議案については、通常、委員長の審査報告、質疑及び討論を経て、表決という手順を踏むが、「委員会の審査を経た案件については議決によって質疑及び討論又はその内の一つを省略することができる。」（国会法第93条）とされる。委員会審査を経ずに本会議に上程された議案については、提案者の趣旨説明の後、質疑及び討論を経て表決に付される。

#### ② 発言

発言とは、国会において議員が口頭で陳述するものであり、議事進行発言、身上発言、5分自由発言、反論発言等がある（詳細について

は「7 本会議」の(2)を参照)。発言は、議員の職務上、国会活動の根幹をなすものとされ、国会法で最大限の保障がなされている。

#### ③ 議事日程

議事日程は、開会日時・上程案件とその順序を記載するもので、会期の全体又は当日の議事を進行するための予定表と言うこともできる。議事日程は、1) 本会議の開会日時と開会日時別の審議対象案件の大綱を記載した「会期全体の議事日程」、2) 当日の本会議の審議案件の目録と審議の順序を記載した「当日の議事日程」とに大別される。

#### ④ 審査報告

議長は、委員会の審査報告書が提出されると、本会議で案件が議題となる前にそれを印刷、配布し、予め各議員に委員会の審査経過と結果を知らせた後、案件を本会議の議事日程に上程する。

#### ⑤ 質疑

質疑は、議員が議題となった案件について提案者や報告者に疑問点を質し、明らかにするために行われる。質疑は、議題となった案件に関わる範囲内で行わなければならない。討論のように賛成、反対の意見を陳述してはいけない。

質疑には、一括質疑と一問一答の形式があるが、第16代国会の国会法改正（第26次一部改正2003年2月4日）によって、対政府質問が一括質問から一問一答形式に変更されたことで、質疑もより効率的な運営のために一問一答形式でされることになった。

なお、質疑と質問の違いについては、表8のとおりである。

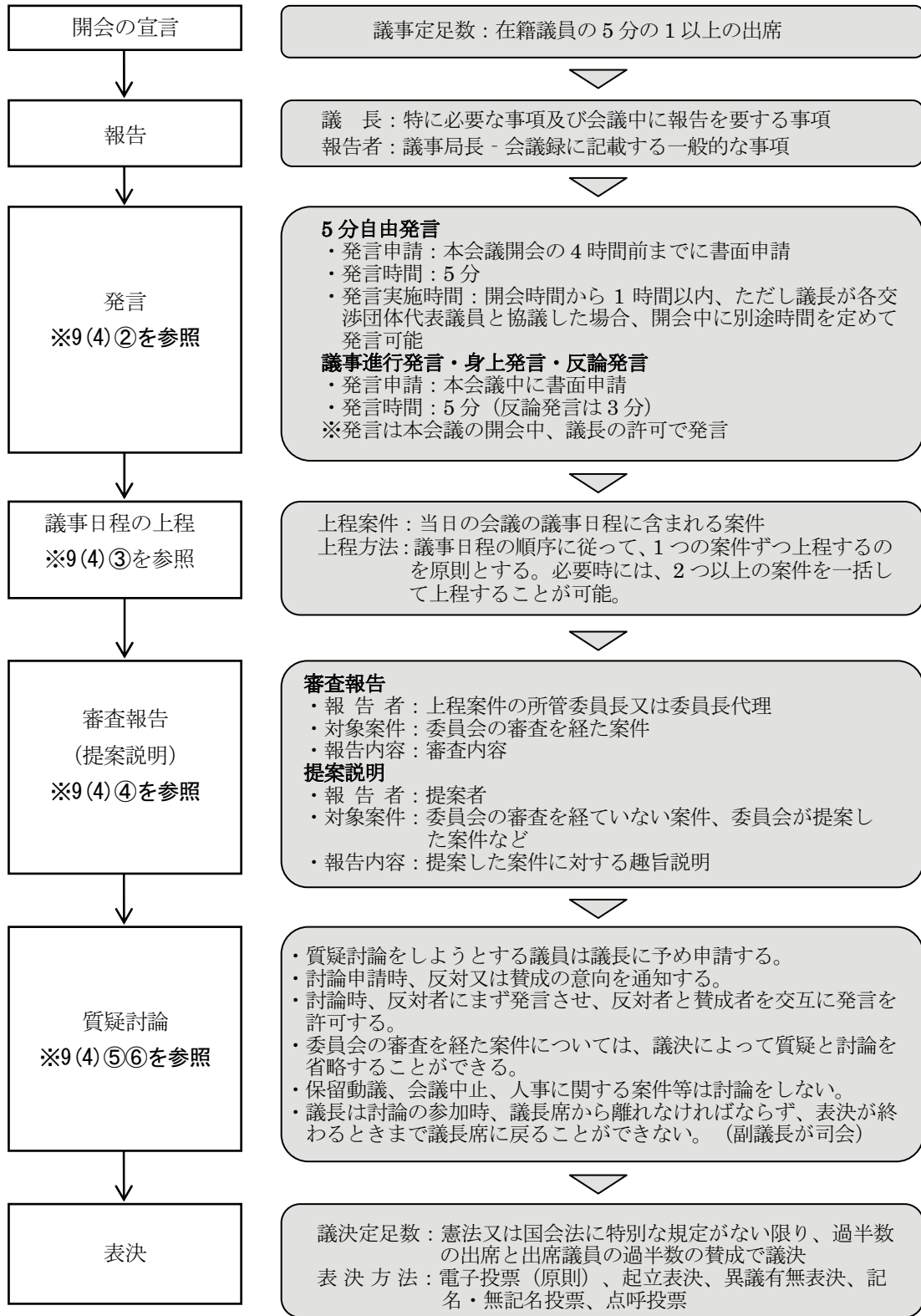
表8 質疑と質問

区分	質疑	質問
意義	議題となった案件について、提案者や報告者に疑問点を質すこと	政府に対して、国政に関わる案件の処理状況や将来の方針に対して説明を要求したり、所見を質したりすること
範囲	議題に関連する範囲内	国政の全般又は一部
性格	審議手続の一部	議題として独立して成立

(出典) 国会事務處『国会法解説2008』p.469.



図3 本会議の議案審議の流れ



(出典) 大韓民国国会ホームページ「国会の構成一本会議」

〈[http://www.assembly.go.kr/renew07/asm/ifa/org\\_04.jsp?M\\_idx=2\\_04&M\\_menu=m02\\_04](http://www.assembly.go.kr/renew07/asm/ifa/org_04.jsp?M_idx=2_04&M_menu=m02_04)〉

## ⑥ 討論

質疑が終わる（又は質疑終結の動議が可決される）と、討論に入る。討論では、討論者は審議中の案件に対して、賛成、反対の意思を表明し発言する。討論者数については、議長が各交渉団体代表議員と協議の上、総発言時間を定め、交渉団体別所属議員数の比率によって各交渉団体に発言時間を割り当て、その時間内で討論者数を自由に定める場合もあれば、交渉団体別所属議員数の比率によって定める場合もある。討論時間は、15分を超過しない範囲で議長が決定する。

## ⑦ 全院委員会

全院委員会は、委員会中心主義の問題点である本会議の形骸化を改善し、議案の実質的な審議と国会の円満な運営のために導入されたものであり、在籍議員の4分の1以上の要求で開会することができる。国会法第63条の2第1項は「国会は、委員会の審査を経て、又は委員会が提案した議案のうち、政府組織に関する法律案、租税又は国民に負担を与える法律案等主要議案の本会議上程前又は本会議上程後に在籍議員の4分の1以上の要求があるときは、その審査のために議員全員で構成される全院委員会を開会することができる。」と定めている。

本会議との主な違いは、1) 議長の指名による副議長が全院委員長として議事進行すること、2) 議決定足数が在籍議員の4分の1以上の出席及び出席議員の過半数の賛成であること（本会議の議決定足数は、在籍議員の過半数の出席及び出席議員の過半数の賛成）である。

## (5) 大統領への送付と再議（憲法第53条）

国会で議決された法案は、政府に送付され、15日以内に大統領がこれを公布するが、法案に異議のあるときは、大統領は、15日以内に異議書を付して国会に法案を還付し、その再議を要求することができる。その場合、国会が在籍議員の過半数の出席の下、出席議員3分の2

以上の賛成によって前回と同様の議決を行うと、その法案は法律として確定する。なお、大統領は、法案の一部について、又は法案を修正して再議を求めることはできない。

## 10 予算案の審議手続

政府は、会計年度（暦年と同じ）ごとに予算案を編成して、会計年度開始90日前までに国会に提出し、国会は、会計年度の開始30日前までにこれを議決しなければならない（憲法第54条）。

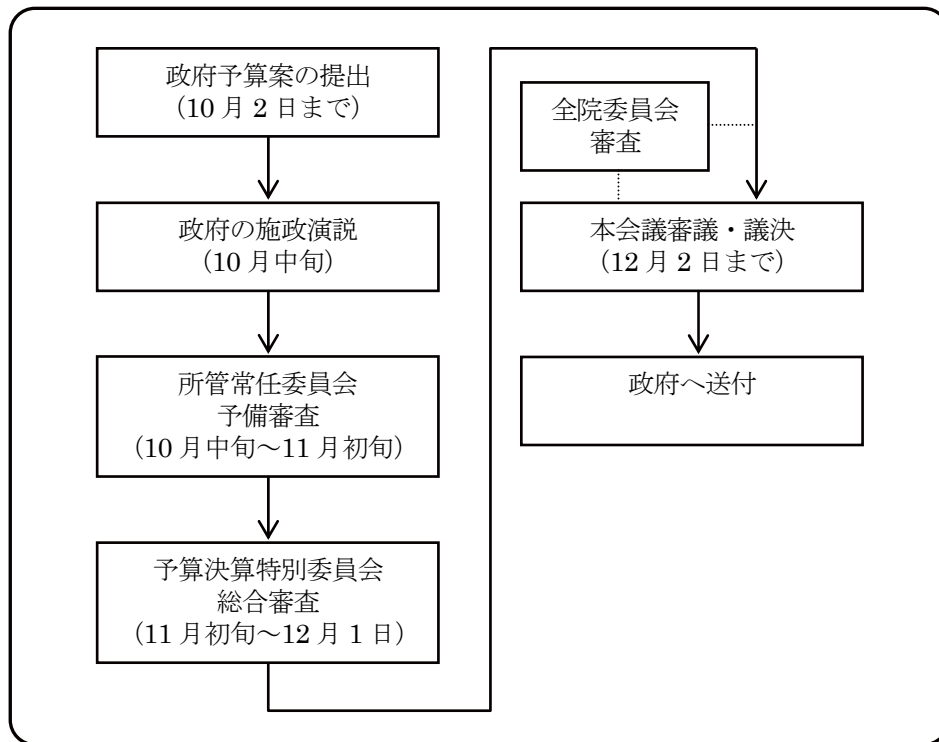
国会法第84条第1項は「予算案と決算は、所管常任委員会に付託し、所管常任委員会は、予備審査を行いその結果を議長に報告する。」と定める。常任委員会で予備審査を終えた議案は、総合審査を受けるため、予算決算特別委員会に付託される。同条第3項は、予算決算特別委員会の審査について「予算決算特別委員会の予算案及び決算の審査は、提案説明と専門委員の検討報告を聞き、総合政策質疑、部別審査又は分科委員会審査及び賛否討論を経て表決する。」と規定している。予算決算特別委員会の審査が終わると、議案は本会議に上程される。

なお、予算案の審議において、国会は、政府の同意を得ずして政府が提出した支出予算各項目の金額の増額、又は新たな費目を設けることはできない（憲法第57条）。予算案は、図4のような手続で審議される。

## 11 行政監視

憲法は、「国会は、国政を監査し、又は特定の国政事案に対して調査することができ、これに必要な書類の提供又は証人の出席及び証言若しくは意見の陳述を要求することができる」と定めている（憲法第61条）。今日、国会の有する国政監査及び調査権は、国会の行政監視機能の中でも最も実効性のある制度の一つであり、現行憲法秩序に不可欠な制度的装置とされている。詳細については、表9を参照。

図4 予算案の審議手続



(出典) 大韓民国国会ホームページ「국회의 예산안・결산 심사과정 (国会の予算案・決算・審査過程)」  
p.4. を基に筆者作成。  
<[http://www.assembly.go.kr/renew07/info/inf/lec\\_intro.jsp?M\\_idx=5\\_01](http://www.assembly.go.kr/renew07/info/inf/lec_intro.jsp?M_idx=5_01)>

表9 国政監査・調査制度の比較

区分	国政監査	国政調査
実施委員会	所管の常任委員会 (国政監・調査法*第2条)	特別委員会又は常任委員会 (国政監・調査法第3条)
実施時期	毎年9月10日から20日間 ※本会議の議決により時期の変更可能	国政調査の要求時 ※交渉団体間協議により決定
実施要件	国政監・調査法第2条に基づく ※毎年1回	国会の在籍議員の4分の1以上の要求 (国政監・調査法第3条)
対象	国政全般(国政監・調査法第2条)	特定の事案(国政監・調査法第3条)
計画書の作成	常任委員長が国会運営委員会と協議して作成 (国政監・調査法第2条)	調査委員会が調査計画書を作成 ※本会議の承認を要する (国政監・調査法第3条)
対象機関の 本会議承認の可否	○国政監・調査法第7条の第1号から第3号機関は 本会議の承認不要 第1号機関：政府組織法その他法律に基づいて設置 された国家機関 第2号機関：地方自治体の内、特別市・広域市・道 第3号機関：政府投資機関管理基本法第2条の規定 に基づく政府投資機関・韓国銀行等 ○同法第7条の第4号機関は本会議の承認必要 第4号機関：第1号乃至第3号以外の地方行政機関・ 地方自治体等	別途規定なし。 ※委員会の議決
活動期間及び 延長の可否	20日間 ※延長不可(短縮は可能)	調査計画書に定める期間 ※延長時は本会議の議決を要する (国政監・調査法第3条、第9条)
その他	地方自治体に対する監査は2つ以上の委員会が合同 で監査を実施することができる。 (国政監・調査法第7条の2)	国政調査の場合、通常、聴聞会が開催される。

\* 正式名称は、「国政監査及び調査に関する法律」

(出典) 大韓民国国会 国政監査情報システムホームページ「국정감사 개요 (国政監査の概要)」等を基に筆者作成。  
<[http://likms.assembly.go.kr/inspections/sub\\_body6.html](http://likms.assembly.go.kr/inspections/sub_body6.html)>

おわりに

2008年4月9日、第18代国会議員総選挙において、与党ハンナラ党は、改選前の112議席を大幅に上回る153議席を確保し過半数を制した。これにより、李明博政権の発足(2008年2月)以降続いていた分割政府<sup>(30)</sup>が解消し、李政権にとって安定した政権運営が期待された。

だが、選挙後まもなく、李大統領がブッシュ政権とアメリカ産牛肉の輸入制限緩和に合意したことに端を発して、政府に対する大規模な抗議集会がソウル中心部で連日開かれる事態となった。アメリカ産牛肉の輸入に反対する「ろうそくデモ」は、数か月もの間続き、政権発足当初50%台あった大統領に対する支持率は政権発足後100日で20%を割るところまで急落した<sup>(31)</sup>。

2008年6月5日、第18代国会は、こうした政治情勢のなか開会した。第18代国会の開会にあたり、新国会議長に選出された金炯旣(キム・ヒョンオ)議長は「国会は、国民のためにより低い姿勢、より奉仕する姿勢で仕事をしていかなければならず、…国会は、国民が信頼できるように努力しなければならない」と強調した<sup>(32)</sup>。

しかし、こうした議長の決意にも関わらず、これまでのところ第18代国会の立法活動に対

する評価はそれほど芳しくない。韓米FTAやメディア関連法案等、重要法案をめぐる与野党間の激しい対立によって、立法活動は停滞するばかりか、議事堂内の暴力行為や暴行事件にまで発展した<sup>(33)</sup>。国会は「暴力国会」「無能国会」などと揶揄され、国民の国会に対する不信感はいくまでにも高まっている<sup>(34)</sup>。

与野党対立による国政審議の停滞は、第18代国会における政府提出法案の成立率にも大きな影響を与えている。第17代国会最初の定期会(2004年9月1日～12月9日)では、政府提出法案の成立率が29.5%であったのに対して、第18代国会最初の定期会(2008年9月1日～12月9日)での同成立率は、わずか12.7%であり、その後、2008年12月から2009年4月の間に開かれた4回の臨時会の同成立率は、順に10.5%、6.7%、23.2%、0%と低水準に止まっている<sup>(35)</sup>。

こうした国政審議の停滞に対する危機感から、2009年6月9日、国会議長の下に設置された国会運営制度改善諮問委員会は、「国会議事規則及び国会議員倫理規則制定の勧告案」を提出した。同案では、外部の専門家9人から構成される国会倫理調査委員会の設置や国会議長の警護権の対象の拡大等、国会議員の倫理基準を制度的に強化し、国会内の非生産的な与野党対立を防止するための具体策が盛り込まれ

(30) 「分割政府」とは、大統領の所属政党と国会の多数党が異なる状態を指す。

(31) 「MB 직무수행 “잘한다” 56.8% “못한다” 30.4%」『中央日報』2008.2.20; 「李대통령 지지도 19.7% 까지 하락」『中央日報』2008.6.1.

(32) 「제 18 대 국회의장 후보에 김형오 의원 선출」『국회 뉴스레터』第 40 号, 2008.6.

(33) 2008年の年末から開かれた臨時会では、韓米自由貿易協定(FTA)批准同意案の上程を巡り、与野党が激しく対立し、議員らによる暴力行為で議員2人を含む7人が検察庁に告発される事態となった。その後も、2009年3月1日にハンナラ党の車明進(チャ・ミョンジン)議員が民主党の職員から暴行を受ける事件が起こった。

(34) 市場経済の専門研究機関である自由企業院が世論調査機関リサーチ・アンド・リサーチ(R&R)に依頼し、全国の成人男女800名を対象に行った調査によると、回答者の約半分(49.6%)が信頼度の最も低い機関として国会を挙げた。2～5位は、順に行政府(7.7%)、メディア(7.4%)、司法(7.2%)、市民団体(3.9%)と10%未満に止まり、国民の国会に対する不信感の大きさが浮き彫りになった。「18 대 국회, 신뢰도 꼴찌 기관 49.6%」『東亜日報』2009.6.8.

(35) 『제 250 회국회 (정기회) 경과보고서』; 『제 278 회국회 (정기회) 경과보고서』; 『제 279 회국회 (임시회) 경과보고서』; 『제 280 회국회 (임시회) 경과보고서』; 『제 281 회국회 (임시회) 경과보고서』; 『제 282 회국회 (임시회) 경과보고서』の議案処理統計より算出。

た<sup>(36)</sup>。

第18代国会の開会以降、激しい与野党対立に翻弄された韓国国会の威信はひどく傷付いて

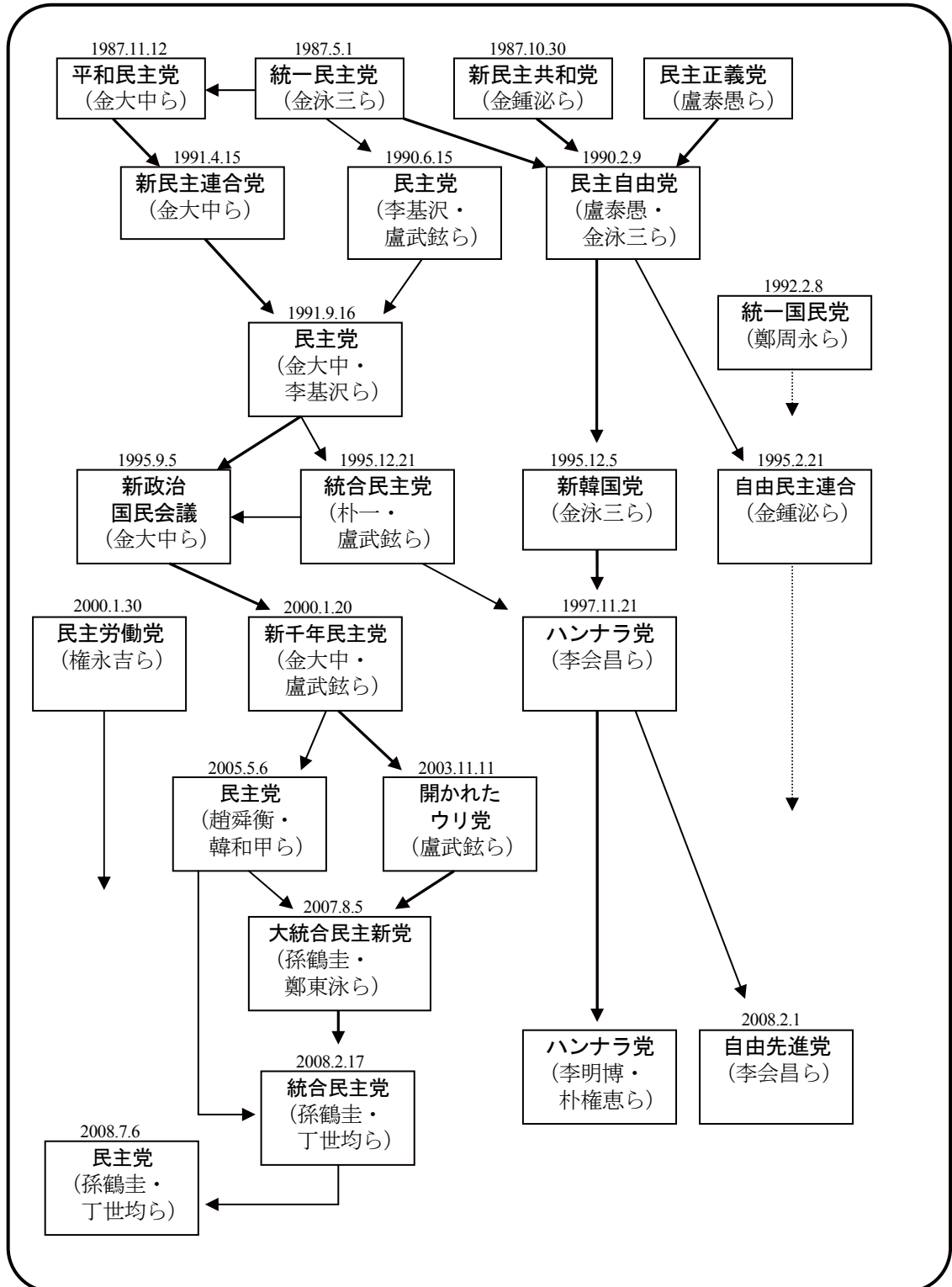
いる。国政審議の場として正常に機能し、失った国民の信頼を取り戻すことが、いまの韓国国会には期待されている。

(おくむら まきと)

---

(36) 「국회의원 윤리기준 강화·정쟁 방지」『연합뉴스』2009.6.9. <<http://www.yonhapnews.co.kr/politics/2009/06/09/0502000000AKR20090609099900001.HTML?template=2088>>

参考図 韓国政党の変遷（第6共和国以降）



(出典) 木村幹『韓国現代史 大統領たちの栄光と蹉跎』中央公論新社, 2008, p.255.

別表 韓国国会の交渉団体別議席数\*の変遷（第6共和国以降）

大統領	議会期	会期	民主正義党	統一民主党	新民主共和党	民主自由党	平和民主党	新民主連合党	民主党	統一国民党	非交渉団体	計	
盧泰愚 (民主正義党 ↓民主自由党)	第13代国会	第141回(臨時会) (1988.5.30~1988.5.31)	125	60	35		71				8	299	
		第142回(臨時会) (1988.6.10~1988.7.9)	125	60	35		71				8	299	
		第143回(臨時会) (1988.7.18~1988.7.23)	125	60	35		71				8	299	
		第144回(定期会) (1988.9.10~1988.12.18)	125	60	35		71				8	299	
		第145回(臨時会) (1989.2.13~1989.3.9)	129	60	35		71				4	299	
		第146回(臨時会) (1988.5.9~1989.5.29)	128	60	35		71				4	298	
		第147回(定期会) (1989.9.11~1989.12.19)	129	59	35		70				6	299	
		第148回(臨時会) (1990.2.20~1990.3.16)					217	70				10	297
		第149回(臨時会) (1990.5.29~1990.5.29)					218	70				11	299
		第150回(臨時会) (1990.6.18~1990.7.17)					218	70				11	299
		第151回(定期会) (1990.9.10~1990.12.18)					218	71				10	299
		第152回(臨時会) (1991.1.21~1991.2.9)					218	71				10	299
		第153回(臨時会) (1991.3.7~1991.4.5)					216	70				13	299
		第154回(臨時会) (1991.4.19~1991.5.11)					216		70			13	299
		第155回(臨時会) (1991.7.8~1991.7.24)					215		67			13	295
		第156回(定期会) (1991.9.10~1991.12.18)					214			75		9	298
	第14代国会	第157回(臨時会) (1992.6.29~1992.7.28)					159			96	32	12	299
		第158回(臨時会) (1992.8.1~1992.8.14)					159			96	32	12	299
		第159回(定期会) (1992.9.14~1992.12.22)					161			95	36	7	299
		第160回(臨時会) (1993.2.9~1993.2.28)					161			95	24	14	294

大統領	議会期	会期	民主自由党	新韓国党	民主党	新政治国民会議	自由民主連合	非交渉団体	計		
金泳三（民主自由党↓新韓国党）	第14代国会	第161回（臨時会） （1993.4.26～1993.5.20）	167		95			34	296		
		第162回（臨時会） （1993.7.2～1993.7.13）	171		96			30	297		
		第163回（臨時会） （1993.8.16～1993.8.20）	172		96			31	299		
		第164回（臨時会） （1993.8.30～1993.8.30）	172		96			31	299		
		第165回（定期会） （1993.9.10～1993.12.18）	172		96			31	299		
		第166回（臨時会） （1994.2.15～1994.3.4）	172		96			31	299		
		第167回（臨時会） （1994.4.18～1994.4.25）	172		96			31	299		
		第168回（臨時会） （1994.5.21～1994.5.21）	171		96			31	298		
		第169回（臨時会） （1994.6.25～1994.7.14）	170		97			30	297		
		第170回（定期会） （1994.9.10～1994.12.18）	177		98			24	299		
		第171回（臨時会） （1994.12.19～1994.12.23）	177		98			24	299		
		第172回（臨時会） （1995.2.20～1995.3.7）	172		99			28	299		
		第173回（臨時会） （1995.3.9～1995.3.18）	172		99			28	299		
		第174回（臨時会） （1995.5.1～1995.5.4）	171		99			29	299		
		第175回（臨時会） （1995.5.8～1995.6.6）	171		99			21	8	299	
		第176回（臨時会） （1995.7.5～1995.7.15）	168		96			22	5	291	
		第177回（定期会） （1995.9.11～1995.12.19）	166		39	53	25	7	290		
		第178回（臨時会） （1996.1.10～1996.1.27）	162		39	53	26	10	290		
		第15代国会	第179回（臨時会） （1996.6.5～1996.7.4）			151		79	49	20	299
		第180回（臨時会） （1996.7.8～1996.7.27）				151		79	49	20	299
	第181回（定期会） （1996.9.10～1996.12.18）				153		79	49	18	299	



大統領	議会期	会期	新韓国党	ハンナラ党	新政治国民会議	自由民主連合	非交渉団体	計
金泳三 (新韓国党)	第15代国会	第182回(臨時会) (1996.12.23~1997.1.21)	157		78	45	17	297
		第183回(臨時会) (1997.2.17~1997.3.18)	157		79	46	17	299
		第184回(臨時会) (1997.7.1~1997.7.30)	158		79	44	17	298
		第185回(定期会) (1997.9.10~1997.12.18)		165	78	43	13	299
		第186回(臨時会) (1997.12.22~1997.12.30)		162	77	43	12	294
		第187回(臨時会) (1998.1.15~1998.1.21)		163	78	43	12	296
		第188回(臨時会) (1998.2.2~1998.2.17)		162	78	43	12	295
		第189回(臨時会) (1998.2.25~1998.3.2)		161	79	43	11	294
		第190回(臨時会) (1998.3.6~1998.4.4)		161	79	45	11	296
		第191回(臨時会) (1998.4.8~1998.4.24)		158	79	46	11	294
金大中 (新政治国民会議)		第192回(臨時会) (1998.5.1~1998.5.15)		149	85	48	11	293
		第193回(臨時会) (1998.5.25~1998.6.23)		147	86	47	12	292
		第194回(臨時会) (1998.6.24~1998.7.23)		151	88	49	11	299
		第195回(臨時会) (1998.7.25~1998.8.22)		151	88	49	11	299
		第196回(臨時会) (1998.8.24~1998.9.2)		147	95	51	6	299
		第197回(臨時会) (1998.9.4~1998.9.9)		140	101	52	6	299
		第198回(定期会) (1998.9.10~1998.12.18)		137	105	53	4	299
		第199回(臨時会) (1998.12.19~1999.1.7)		136	105	53	4	298
		第200回(臨時会) (1999.1.8~1999.2.6)		136	105	53	4	298
		第201回(臨時会) (1999.2.8~1999.3.9)		134	105	53	4	296
		第202回(臨時会) (1999.3.10~1999.4.8)		134	105	54	4	297

大統領	議会期	会期	ハンナラ党	新政治国民会議	新千年民主党	自由民主連合	非交渉団体	計
金大中 (新政治国民会議↓新千年民主党)	第15代国会	第203回(臨時会) (1999.4.9~1999.5.3)	134	105		54	4	297
		第204回(臨時会) (1999.5.31~1999.6.25)	135	105		55	4	299
		第205回(臨時会) (1999.6.29~1999.7.16)	135	105		55	4	299
		第206回(臨時会) (1999.8.2~1999.8.14)	135	105		55	4	299
		第207回(臨時会) (1999.8.17~1999.9.9)	134	105		55	5	299
		第208回(定期会) (1999.9.10~1999.12.18)	131	103		55	10	299
		第209回(臨時会) (1999.12.20~2000.1.18)	130	103		53	13	299
		第210回(臨時会) (2000.1.21~2000.2.9)	131		103	53	12	299
		第211回(臨時会) (2000.2.15~2000.3.15)	122		99	50	28	299
	第16代国会	第212回(臨時会) (2000.6.5~2000.7.4)	133		119		21	**273
		第213回(臨時会) (2000.7.5~2000.7.25)	133		119		21	273
		第214回(臨時会) (2000.7.31~2000.8.29)	133		119		21	273
		第215回(定期会) (2000.9.1~2000.12.9)	133		116		24	273
		第216回(臨時会) (2000.12.11~2001.1.9)	133		116		24	273
		第217回(臨時会) (2001.1.10~2001.2.8)	133		115	20	5	273
		第218回(臨時会) (2001.2.9~2001.2.28)	133		115	20	5	273
		第219回(臨時会) (2001.3.2~2001.3.31)	133		115	20	5	273
		第220回(臨時会) (2001.4.2~2001.4.30)	133		115	20	5	273
		第221回(臨時会) (2001.5.2~2001.5.31)	133		115	20	5	273
		第222回(臨時会) (2001.6.1~2001.6.30)	132		115	20	5	272
		第223回(臨時会) (2001.7.6~2001.8.4)	132		114	20	5	271
		第224回(臨時会) (2001.8.6~2001.8.31)	132		114	20	5	271

大統領	議会期	会期	ハンナラ党	新千年民主党	開かれたウリ党	非交渉団体	計
金大中 (新千年民主党)	第16代国会	第225回(定期会) (2001.9.1~2001.12.9)	136	118		19	273
		第226回(臨時会) (2001.12.14~2002.1.12)	135	118		19	272
		第227回(臨時会) (2002.2.1~2002.2.28)	133	116		20	269
		第228回(臨時会) (2002.3.4~2002.4.2)	133	115		21	269
		第229回(臨時会) (2002.4.3~2002.5.2)	133	115		21	269
		第230回(臨時会) (2002.5.6~2002.6.4)	133	116		19	268
		第231回(臨時会) (2002.6.5~2002.7.4)	130	112		19	261
		第232回(臨時会) (2002.7.5~2002.8.3)	128	111		20	259
		第233回(臨時会) (2002.8.5~2002.9.1)	139	112		21	272
		第234回(定期会) (2002.9.2~2002.12.10)	150	102		19	271
		第235回(臨時会) (2002.12.30~2003.1.28)	151	103		18	272
		第236回(臨時会) (2003.2.5~2003.2.28)	151	102		19	272
		盧武鉉 (新千年民主党 ↓開かれたウリ党)		第237回(臨時会) (2003.3.24~2003.3.31)	151	101	
第238回(臨時会) (2003.4.1~2003.4.30)	153			101		18	272
第239回(臨時会) (2003.5.1~2003.5.30)	153			101		18	272
第240回(臨時会) (2003.6.2~2003.7.1)	153			101		18	272
第241回(臨時会) (2003.7.2~2003.7.31)	149			101		22	272
第242回(臨時会) (2003.8.1~2003.8.30)	149			101		22	272
第243回(定期会) (2003.9.1~2003.12.9)	149			60	47	16	272
第244回(臨時会) (2003.12.10~2004.1.8)	148			60	47	16	271
第245回(臨時会) (2004.2.2~2004.3.2)	147			62	47	15	271
第246回(臨時会) (2004.3.6~2004.3.12)	143			62	47	19	271

大統領	議会期	会期	ハンナラ党	開かれたウリ党	推進の会 中道改革統合新党	中道統合民主党	非交渉団体	計
盧武鉉（開かれたウリ党）	第17代国会	第247回（臨時会） （2004.6.5～2004.7.4）	121	151			27	299
		第248回（臨時会） （2004.7.5～2004.7.15）	121	151			27	299
		第249回（臨時会） （2004.8.23～2004.8.27）	121	151			27	299
		第250回（定期会） （2004.9.1～2004.12.9）	121	151			27	299
		第251回（臨時会） （2004.12.10～2005.1.1）	121	150			27	298
		第252回（臨時会） （2005.2.1～2005.3.2）	120	149			27	296
		第253回（臨時会） （2005.4.6～2005.5.5）	125	146			28	299
		第254回（臨時会） （2005.6.1～2005.6.30）	125	146			28	299
		第255回（臨時会） （2005.7.6～2005.7.6）	125	146			28	299
		第256回（定期会） （2005.9.1～2005.12.9）	127	144			28	299
		第257回（臨時会） （2005.12.12～2006.1.10）	127	144			28	299
		第258回（臨時会） （2006.2.1～2006.3.2）	125	143			29	297
		第259回（臨時会） （2006.4.3～2006.5.2）	124	142			30	296
		第260回（臨時会） （2006.6.19～2006.6.30）	123	142			30	295
		第261回（臨時会） （2006.8.21～2006.8.29）	126	142			30	298
		第262回（定期会） （2006.9.1～2006.12.9）	127	139			31	297
		第263回（臨時会） （2006.12.11～2006.12.22）	127	139			30	296
		第264回（臨時会） （2006.12.26～2007.1.24）	127	137			32	296
		第265回（臨時会） （2007.2.5～2007.3.6）	127	108	23		38	296
		第266回（臨時会） （2007.3.12～2007.4.2）	128	108	25		38	299
第267回（臨時会） （2007.4.3～2007.4.30）	128	108	25		38	299		
第268回（臨時会） （2007.6.4～2007.7.3）	128	73		34	64	299		

大統領	議会期	会期	ハンナラ党	大統合民主新党	統合民主党	民主党	先進と創造の会	非交渉団体	計
盧武鉉	第17代国会	第269回(定期会) (2007.9.1~2007.12.9)	128	141				30	299
		第270回(臨時会) (2007.12.10~2008.1.8)	128	141				30	299
		第271回(臨時会) (2008.1.28~2008.2.26)	130		141			27	298
李明博 (ハンナラ党)	第17代国会	第272回(臨時会) (2008.2.27~2008.3.27)	112		136			44	292
		第273回(臨時会) (2008.4.25~2008.5.24)	111		136			44	291
		第274回(臨時会) (2008.5.26~2008.5.29)	111		136			44	291
	第18代国会	第275回(臨時会) (2008.6.5~2008.7.4)	153		81			65	299
		第276回(臨時会) (2008.7.7~2008.8.5)	172			81		46	299
		第277回(臨時会) (2008.8.7~2008.8.31)	172			83	20	24	299
		第278回(定期会) (2008.9.1~2008.12.9)	172			83	20	24	299
		第279回(臨時会) (2008.12.10~2009.1.8)	172			82	20	22	296
		第280回(臨時会) (2009.1.9~2009.1.31)	171			82	20	22	295
		第281回(臨時会) (2009.2.2~2009.3.3)	170			83	20	21	294
第282回(臨時会) (2009.4.1~2009.4.30)	170			84	20	25	299		

\* 議席数は、原則として各会期の閉会時における数である。

\*\* 「公職選挙及び選挙不正防止法」の一部改正(2000年2月16日)により、第212回~第246回の間は議員定数が273人であった。

(出典) 議事局議案課編『議政資料集』國會事務處, 2000; 各会期の『国会経過報告書』等を基に筆者作成。